

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで

② 昭和41年3月から同年9月まで

昭和55年まで、国民年金の加入手続及び納付は亡夫(申立人)が行っていたので具体的な状況は不明であるが、申立期間の私の保険料は納付済みであるのに、亡夫(申立人)が自分自身の保険料を納付していないはずはない。55年に亡夫(申立人)の国民年金への切替手続をした際、未納期間があることが分かって驚いた。亡夫(申立人)が申立期間の保険料を納付した事実を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和35年10月ごろに払い出されており、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①直後の昭和38年度及び39年度に係る申立人の保険料納付記録は納付済期間となっているところ、A町が保管する国民年金被保険者名簿では、このうち39年度については、納付年月日が夫婦同一年月日であることが確認でき、その亡夫(申立人)が妻の分と併せて保険料を納付したとする申立人の妻の供述には信憑性<sup>しんぴやうせい</sup>が認められる。

また、社会保険事務所の保管する被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、申立期間①直後の昭和38年度及び39年度の保険料納付記録は納付済期間となっているが、A町の当該被保険者名簿では、38年度については未納期間とな

っており、行政側の記録管理に不備がみられる。

さらに、申立人が納付していたとするその妻の国民年金保険料は、申立人が昭和55年に倒れて入院するまで現年度納付されていることが確認でき、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものとみられ、申立期間①に係る申立人自身の保険料について納付しなかったものと考えすることは不自然である。

一方、申立期間②については、申立期間②当時、A町及び転入先のB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は確認できない上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が高齢者任意加入手続を行った平成元年に申立期間②が国民年金の未加入期間から加入期間に資格変更されていることが確認できることから、申立期間②当時、国民年金保険料が納付されたものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年3月まで

私は、平成6年5月に婚姻届を提出し、その翌日から就職し厚生年金保険の被保険者になり同年10月に退職した。

平成6年11月にA市B区役所で国民年金第3号被保険者の資格取得手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料が未納になっていると指摘され、その後、納付書が送付されてきたので、私の夫がC銀行D支店（現在は、E銀行D支店）の普通預金口座から預金を下ろして当該保険料を納付したはずである。

平成6年4月の保険料は納付済みとなっているのに、それ以前の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所において国民年金第3号被保険者の加入手続を行った際に未納期間があると指摘されたとしているところ、i) 申立期間直後の平成6年4月の保険料は翌7年2月に納付されている上、申立期間については過年度保険料として社会保険事務所から7年3月13日に納付書が発行されていることが確認できること、ii) 旧C銀行D支店の申立人の夫名義の預金通帳に記載されている出入金記録により、平成7年3月22日に申立期間の国民年金保険料合計額（4万2,000円）とほぼ同額の4万円が引き出されていることが確認できることから、申立期間の保険料は、過年度納付書が届いたと推定される日より後の同年3月22日ごろに一括納付したものと推認できる。

また、申立期間は4か月と短期間である上、申立人は申立期間の後の第3号被保険者資格と第1号被保険者資格との切替手続も適切に行っていることか

ら、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1197

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月

私の妻が、A市B区役所から、私の国民年金保険料の未納分を納付するよう指導されたので、平成元年5月から2年2月までの保険料を3年に、さかのぼって納付した。

申立期間の保険料は、私の妻が銀行か郵便局で納付してくれていたはずなので、納付の事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、過年度保険料の納付書をクリアファイルに入れて保管し、毎月、夫（申立人）の給料日である20日前後に銀行で保険料を納付していたと供述しており、申立人の保険料を納付した時期及び納付方法についての記憶が明確である。

さらに、申立人の平成元年5月から2年2月までの過年度納付書が3年6月20日に社会保険事務所から交付されていることが確認できる上、申立期間を除く当該保険料が3年6月から4年3月にかけて、毎月、20日前後に定期的に納付されていることが社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する「納付書・領収証書」により確認できることから、申立期間の保険料のみが納付されなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで  
昭和36年4月ごろ、父親が家族全員の国民年金の加入手続をした。  
昭和36年ごろは、役場の人が国民年金保険料を集金に来ていたが、その後はA組合の父親名義の預金口座より納付していた。  
当時、父親は議員やB理事及びC理事を務めており、また家業経営も悪くなかったのに、国民年金保険料の未納や免除をするはずがないので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付している上、D年金制度が開始された昭和46年1月から平成8年5月までの25年5か月にわたって付加保険料を納付していることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は「国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、死亡した父親が私を含む家族4人分を一人で行っており、当初は役場職員が集金に来ていた。申立期間当時、父親は議員やC理事など多くの公職に就いていた。」としているところ、i) 昭和36年4月から同年12月まで、申立人の家族4人分の保険料が現年度納付されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できること、ii) A町（現在はE町）では、昭和36年4月に国民年金制度が開始された当初、役場職員が保険料を集金していたことを認めていること、iii) 同町から提出された資料及び申立人が所持していた弔辞の記載内容等から、申立人の父親は、申立期間当時、議員、C理事、B理事等の公職に就いていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納又は申請免除とされ

ていることについて「住民の模範となるべき父親が、保険料を納付せず、申立期間の保険料を未納としたり、免除申請したりするはずがない。」と主張しているところ、i) A町では、申立期間当時は、冷害等の天災も無く、申立人の父親の家業経営が立ち行かなくなるような状況ではなかったとしていること、ii) A組合では、申立人の父親の家業経営は順調で、組合からの借入金は無かったとしていること、iii) A町及び社会保険事務局から提出のあった資料によると、同町における昭和37年度の議員の報酬が月額7,000円であること、及び申立期間当時の「国民年金保険料免除基準」では、前年に所得税が課税されている場合は免除しないと規定されていることが確認できることから、申立人の父親が前年の昭和37年に所得税が課税されていないとは考え難く、申立人の家族4人が38年度1年間分の保険料を免除されている記録自体が不自然であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

昭和36年4月ごろ、夫が家族全員（夫、私（申立人）、長男、長女）の国民年金の加入手続をした。

昭和36年ごろは、役場の方が国民年金保険料を集金に来ていたが、その後はA組合の夫名義の預金口座より納付していた。

当時、夫は議員やB理事及びC理事を務めており、また家業経営も悪くなかったのに、国民年金保険料の未納や免除をするはずがないので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

（注）申立は、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の長男は「国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、死亡した父親（申立人の夫）が私を含む家族4人分を一人で行っており、当初は役場職員が集金に来ていた。申立期間当時、父親は議員やC理事など多くの公職に就いていた。」としているところ、i) 昭和36年4月から同年12月まで、申立人の家族4人分の保険料が現年度納付されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できること、ii) A町（現在はD町）では、昭和36年4月に国民年金制度が開始された当初、役場職員が保険料を集金していたことを認めていること、iii) 同町から提出された資料及び申立人が所持していた弔辞の記載内容等から、申立人の夫は、申立期間当時、議員、C理事、B理事

等の公職に就いていたことが確認できる。

さらに、申立人の長男は、申立期間の国民年金保険料が未納又は申請免除とされていることについて「住民の模範となるべき父親が、保険料を納付せず、申立期間の保険料を未納としたり、免除申請したりするはずがない。」と主張しているところ、i) A町では、申立期間当時は、冷害等の天災も無く、申立人の夫の家業経営が立ち行かなくなるような状況ではなかったとしていること、ii) B事業所では、申立人の夫の家業経営は順調で、組合からの借入金は無かったとしていること、iii) A町及び社会保険事務局から提出のあった資料によると、同町における昭和37年度の議員の報酬が月額7,000円であること、及び申立期間当時の「国民年金保険料免除基準」では、前年に所得税が課税されている場合は免除しないと規定されていることが確認できることから、申立人の夫が前年の昭和37年に所得税が課税されていないとは考え難く、申立人の家族4人が38年度1年間分の保険料を免除されている記録自体が不自然であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月31日から46年1月3日まで  
昭和43年4月にA社に入社し、平成3年2月28日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間当時は、A社B工場から同社C支店に異動した時期であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、複数の上司及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、商業登記簿謄本によると、A社は平成7年2月9日に破産しており、申立人の人事記録等の資料は保存されていないが、当時の同社C支店総務課長でその後取締役となった者は、「当時の辞令発令日はおおむね各月の1日付けであるが、申立人のA社B工場から同社C支店への実際の赴任日が同年1月3日であったと思われる。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、申立期間前の申立人の同社C支店から同社B工場への異動の際の同社B工場における厚生年金保険の被保険者資格の取得は昭和45年5月6日で、実際の赴任日を資格取得日としていたと考えられることから、申立人の申立期間に係る同社B工場における資格喪失日は46年1月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の当該事業所に係る昭和 45 年 11 月の社会保険事務所の記録から 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成 7 年 2 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B局C部における資格取得日に係る記録を昭和44年4月4日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月4日から同年12月1日まで  
昭和42年から46年までの期間について、A市の臨時職員として、A市D事務所に期間雇用として、同じ業務内容で5年間勤務した。

社会保険事務所に照会したところ、申立期間を除く4年分の厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間の1年分のみ加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間についても同じ雇用形態であり、仕事の内容も同じであったので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が昭和44年4月4日から同年11月30日まで、A市D事務所に臨時職員として勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立期間を含めて5年間、雇用形態及び業務内容が同じで期間雇用として勤務したとしているところ、申立期間当時に当該事業所を管轄していたA市B局C部において、雇用保険については5年間の被保険者記録が確認できる一方で、厚生年金保険については申立期間を除く4年間の被保険者記録しか確認できず、記録が確認できる4年間の両保険の被保険者期間は、昭和46年度の資格取得日が1日相違していることを除いてすべて一致していることから、申立期間のみが厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間に同じ臨時職員として当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚に照会したところ、「私は、昭和 43 年から 45 年の 3 年間、期間雇用として申立人と一緒に勤務していた。」と供述しており、社会保険事務所の記録では、この同僚が勤務していたとする期間について、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、この同僚の前任者として昭和 42 年に申立人と一緒に勤務していたとする同僚についても、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、申立期間当時に当該事業所において一緒に勤務していたとして申立人が名前を挙げた A 市職員に照会したところ、「申立人は、昭和 42 年から 46 年まで、同じ業務内容及び勤務形態で勤務していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の当該事業所における申立期間当時の社会保険事務所の記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類が残されていないためこれを確認できないことから不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者原票において健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定、その後の被保険者資格の喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 4 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社D部）の資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月28日から同年3月1日まで  
② 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

申立期間①については、A社B営業所に昭和45年2月28日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年3月1日になるはずなのに、社会保険事務所の記録によると、資格喪失日が同年2月28日になっている。

申立期間②については、E社に昭和49年5月31日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年6月1日になるはずなのに、社会保険事務所の記録によると、資格喪失日が同年5月31日になっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社B営業所における離職日は昭和45年2月28日となっており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる46人の記録を確認したところ、月末喪失者は申立人を含め5人確認できる。そのうち、雇用保険の加入記録が確認できる一人は、離職日が月末の前日となっており、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は一致している。

一方、46 人のうち、月初喪失者は 14 人確認でき、生存及び所在が確認された二人に照会したところ、回答があった一人は、「自分は、月末まで間違いなく勤務していた。」と述べている上、雇用保険の加入記録が確認できる他の一人は、離職日が月末となっており、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は一致している。

さらに、当該事業所に照会したところ、「資料が保存されていないことから申立人の厚生年金保険料控除については確認できないが、当社の給与支払いは、月末締め翌月 15 日払いである」と回答していること、複数の同僚が「給与日は 15 日であり、給与から保険料が控除されていなかったことは無かった。」と述べていることから判断すると、当該事業所の厚生年金保険料は翌月控除であり、申立人についても、最後の昭和 45 年 2 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 B 営業所における昭和 45 年 1 月の社会保険事務所の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 45 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、E 社は、昭和 49 年 11 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、商業登記簿謄本によると同社は 54 年 12 月 2 日に解散し、当時の事業主も既に死亡しており、社会保険関係の事務を担当していたという者に照会しても協力が得られなかったことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所の記録から、当該事業所において、厚生年金保険の加入記録が確認できる者は 13 人（申立人を除く）存在するが、生存及び所在が確認された 8 人に照会したところ、回答があった 5 人は、申立人がいつまで勤務していたかまでは記憶していないが、自分自身の勤務期間については、3 人は記憶が曖昧であるものの、他の二人は、「勤務期間と厚生年金保険加入記録は一致している。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における月末喪失



者は、申立人以外にも二人確認できるが、所在が不明であることから、離職日等について供述を得ることはできない。

加えて、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1191

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月5日から32年5月1日まで

昭和28年1月にA社に入社し、同社の事業主の自宅に住み込みのB職として勤務し、32年4月末に退職した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況を照会したところ、入社した当初の加入記録は確認できたが、後半の勤務期間については加入した記録が無いとの回答であった。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社を退職するに至った経緯に関する具体的な供述内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該事業所における給与の支給額及び支給方法について、「A社に採用となった時から、毎月3,000円が支給されていたが、給与明細書はもらったことが無く、毎月封筒に現金を入れて渡されていた。厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和30年7月の前後で給与月額は変わっておらず、3,000円が支給されていた。」と供述している。このことについて、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所から支給されたとする給与月額は、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格が確認できる期間の標準報酬月額とほぼ一致する。

さらに、一緒に勤務していたとする同僚からは、「私は昭和 29 年 10 月に A 社に入社し、事業主の自宅に住み込みの B 職として、申立人と一緒に勤務した。私の給与月額、申立人が退職する 32 年 4 月ごろまで変わっておらず、月額 3,000 円であった。A 社からは、退職するまで給与明細書をもらったことが無く、現金を封筒に入れて渡されていた。」との供述があり、申立人の供述と符合する上、社会保険事務所の記録によると、この同僚が当該事業所から支給されたとする給与月額は、この同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格が確認できる期間の標準報酬月額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における昭和 30 年 6 月の社会保険事務所の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類等が残されていないため、これを確認できないことから不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 30 年 7 月 5 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月から 32 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の当該事業所における資格喪失日は、平成13年5月7日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月1日から13年4月27日まで  
② 平成13年4月27日から同年5月7日まで

平成12年1月から14年3月まで、A社で勤務していた。

申立期間①の標準報酬月額が、当時支給されていた給与額より低額に記録されているので訂正してほしい。

申立期間②については、平成13年4月分の給与からも厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出があった給与明細書により、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった年月日として記録されていた平成13年4月27日以降の同年5月7日に、申立人の申立期間①の標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及して20万円に引き下げる旨の処理を行っていることが確認できる。

さらに、事業主を含む取締役二人は、「経営状況の悪化のため、健康保険料及び厚生年金保険料を納付することができなくなっていたところ、社会保険事務所から、納付できなくなっている保険料を軽減するため、標準

報酬月額を引き下げると提案され、これに従った。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間を含む平成11年12月20日から15年10月1日まで、当該事業所の取締役就任しているが、前述の事業主を含む取締役二人は、「申立人は、情報処理を担当する部長であり、給与の計算や社会保険の事務を取り仕切る立場に無かった。社会保険事務所から提案があった両申立てに係る届出を行うことを決定したのは事業主であり、取締役会において検討及び報告を行ったことも無い。」と供述している上、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所で勤務していたと考えられる従業員一人も、「当該事業所は、事業主を含む取締役二人が一体となって運営していた。申立人は、給与の計算や社会保険の事務を取り仕切る立場に無かった。」と供述していることから判断すると、申立人は、厚生年金保険に係る届出事務について権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から41万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が、申立期間②当時、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった年月日について、平成13年5月9日と記録されているものの、当該事業所は、同年4月27日（処理日は、平成13年5月7日）に、それまで厚生年金保険の被保険者であった6人全員の被保険者資格が喪失し、一度、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行なわれている。その後、上記6人のうち一人の資格喪失日について、同年5月9日に訂正していることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった年月日についても、現在の同日に訂正されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本により、当該事業所が現在も法人として登記されていることが確認できる上、前述の事業主を含む取締役二人及び同僚一人は、「申立期間の前後において、退職した従業員はおらず、事業は継続していた。」と供述していることから、申立期間②についても、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった前述の6人が継続して勤務していたと考えられることから、当該事業所は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

加えて、前述の事業主を含む取締役二人は、申立期間②に係る届出の経緯についても、申立期間①に係る届出と同様であるとしており、「社会保険事務所から、納付できなくなっている保険料を軽減するための提案を受

け、これに従った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 13 年 4 月 27 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失日に係る記録は、有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が処理を行った同年 5 月 7 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、訂正前の平成 13 年 3 月の社会保険事務所の記録から 41 万円とすることが必要である。

## 北海道国民年金 事案 1200

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年7月まで

国民年金には制度ができた当初に自分で加入手続を行った。国民年金手帳は加入手続時に交付され、現在持っている。

申立期間の保険料を自分で納付したはずであるが、具体的なことは何も覚えていない。領収書も現在持っていないが、申立期間の保険料を妻と一緒に納付した記憶があるので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付について具体的な記憶が無いため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料をその妻と一緒に納付したと主張するが、申立人及びその妻の社会保険庁の特殊台帳及びA市の過年度納付記録簿（マイクロフィルム）によると、申立期間について申立人及びその妻はいずれも未納期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1201

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から61年9月まで  
昭和51年2月ごろ、会社を退社して知人と二人で会社を設立した。

その際、健康保険と厚生年金保険の適用を受けるため、A社会保険事務所に行ったが、従業員数が少ないので、国民健康保険と国民年金に加入するように言われて、その場で国民年金の加入手続をした。国民健康保険は、B市C区役所で加入手続をした。申立期間の保険料は、会社に来る社会保険事務所の集金人に納付していたが、領収書はもらえず、その集金人は台帳のような物に記入していたと記憶している。

申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者状況調査結果により平成元年1月ごろに払い出されたものと推定でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、i)社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間直後の昭和61年10月から62年3月までの保険料は過年度納付されていること、ii)B市では申立人に係る昭和61年度及び62年度の国民年金被保険者名簿は作成されておらず、63年度の保険料の納付年月日は平成元年2月以降であることから、申立期間直後の保険料は、平成元年1月ごろの加入手続時点で納付可能な期間の保険料としてさかのぼって納付されたものと推認できる。

さらに、社会保険事務所は、過年度保険料の収納のために自宅等に集金に行くことはあっても現年度保険料は収納していない上、B市は、昭和50年4月に戸別収納事務を廃止していることから、申立期間の大部分は、国民年金保険料を集金人に支払うことはできない期間となり、申立人の主張には不自然さが



みられる。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していたその元妻は「自分の保険料は、自宅に納付書が届き金融機関で納付していたが、元夫（申立人）に係る納付書が自宅に届いた記憶は無い。」とし、申立人の国民年金に係る保険料納付状況について具体的な供述は得られなかった。

その上、申立期間は128か月と長期間である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1202

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年12月まで

父親が昭和36年4月ごろ、私の国民年金の加入手続をして、保険料を納めてくれていた。仕事はA業をしていたので、1年に1回、父親がB町役場でまとめて保険料を納めてきた。父親が死亡したので詳しくは分からないが、父親が生存中は私の保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の父親が申立人の分と併せて保険料を納付していたとするその兄についても、当該期間は申立人と同様に国民年金保険料の未納期間であることから、申立人の保険料を納付していたとするその父親は、申立期間の保険料を納付していなかったものと推認できる。

さらに、申立人の保険料納付記録には、申立期間後に87か月間の未納期間がある上、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、申立期間中の昭和38年4月に婚姻したその妻についても、申立人と婚姻後の当該期間は未納期間であることから、申立期間の保険料が納付されたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1203

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年3月まで

私が20歳の時に、父親が私の国民年金加入手続を行い、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）の父親名義の預金口座から申立期間に係る私の国民年金保険料をすべて納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B農業協同組合では「申立期間に係る預金口座の名義は、昭和44年及び45年においては、申立人の父親ではなく、申立人自身であった。」としている上、同農業協同組合が保管する組合員名簿（出資金台帳）により、組合員名義は、申立人の祖父から孫である申立人に直接名義変更されていることが確認できる。

また、申立人の祖父は申立期間の直前の昭和43年1月24日に死亡していることが、戸籍により確認できることから、そのころに同農業協同組合の組合員名義が申立人に変更されたものと推認できる上、i) 申立人自身も「当時公務員であった私の父親は、同農業協同組合の組合員になれなかった。」と供述していること、ii) 同農業協同組合では「当時預金口座の名義人は組合員であることが条件であり、組合員ではない申立人の父親が当該口座の名義人になることはできなかった。」としていることから、申立期間当初において既に当該口座の名義人は申立人に変更されていたものと推認でき、申立期間の国民年金保険料については、その父親名義の口座から納付されていたはずであるとの申立人の供述内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、周辺番号被保険者資格及び保険料納付状況調査の結果、昭和46年1月ごろと推認でき、

申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に全く関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父親は既に他界しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

その上、申立期間は26か月と長期間であり、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1204

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年6月まで

昭和61年に自宅を建てる際、銀行融資を受けるために国民年金の納付証明書が必要になり、私が同年6月ごろA市B区役所に行き国民年金の加入手続を行った。

その時に、A市B区役所の窓口で国民年金保険料の未納期間があると納付証明書を交付できないと言われたので、その後一週間ぐらいたってから同区役所の窓口で申立期間の保険料として10万円ぐらい納付したはずである。

申立期間について、保険料が納付済みであることを認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出し記録により、昭和61年8月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間はすべて時効により保険料を納付できない期間である上、A市B区役所では、過年度保険料の収納事務は行っていないことを確認している。

また、申立期間直後の昭和59年7月から同年12月までの国民年金保険料納付期間については、社会保険庁のコンピュータ記録により過年度納付されたことが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される61年8月の時点で、時効期間を経過しておらず過年度納付が可能であった当該期間の保険料を社会保険事務所から送付された納付書により納付されたものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1205

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年3月まで

申立期間当時、私は病弱のため年に1回以上は通院していたので、国民健康保険に加入していたはずであり、国民年金も併せて加入していたと思う。

固定資産税等をA市役所B出張所で納付していたので、国民年金保険料もその時に一緒に納付していたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間に係る国民年金の加入手続、納付金額及び納付方法等の状況についても申立人に明確な記憶が無い。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険庁のコンピュータ記録による申立人の国民年金手帳記号番号に係る周辺被保険者の資格記録及び保険料納付記録調査の結果、昭和54年3月に申立人及びその妻に連番で払い出されていることが確認できること、ii) その加入手続の際に、申立人は、その妻と共に付加年金にも併せて加入し、53年4月から54年2月までの国民年金保険料(定額)を<sup>さかのぼ</sup>遡って納付し、同年3月以降は付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は54年3月に行われたと推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳に、「初めて被保険者となった日」として昭和53年4月1日と記載されている上、申立人が53年当時に居住して

いたA市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳(マイクロフィルム)の資格取得年月日は共に「昭和53年4月1日」と記録されており資格取得年月日に不自然さは見受けられない。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付をA市役所B出張所で行ったと主張しているが、同出張所では租税公課の収納において、国民年金保険料は現年度保険料に係る納付書が持参された場合にのみ収納事務を行っていたことが確認でき、申立人が過年度納付した可能性も考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和38年7月21日にA市からB市に転入した際、同市C出張所で転入届と併せて、私の妻が夫婦二人の国民年金加入手続を行い、毎月印紙代一人100円で二人分をそれぞれの国民年金手帳にはる方式で数年間国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

また、昭和45年か46年ごろ、市役所から国民年金制度発足当初までさかのぼって、未納期間の保険料を納付できるとのお知らせを受けたので、私たち夫婦には多額であったが、二人分併せて6,000円程度を納付書で納付したことも記憶している。

国民年金保険料は、間違いなく納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は昭和38年7月21日にA市からB市に転入したと主張しているが、B市の記録では申立人夫婦の転入年月日は39年3月14日と記録されており、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿から、昭和43年8月ごろに初めて払い出されたことが確認でき、その妻についても45年12月ごろに払い出されたものと推定できることから、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人夫婦の国民年金被保険者資格(昭和36年4月1日資格取得)は、それぞれ国民年金手帳記号番号が払い出された時点でさかのぼって取得されたものと推認できることから、申立人夫婦がB市に転入した当時は、夫婦共々国民年金に未加入であり、未加入期間は国民年金保険料を納付することが

できない。

加えて、申立人は昭和45年か46年ごろ、市役所からのお知らせにより、国民年金制度発足当初までさかのぼって、未納期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当該保険料を納付するためには、特例納付（第1回：昭和45年7月1日から47年6月30日まで実施）をするしか方法が無いが、申立人夫婦に係る特殊台帳（マイクロフィルム）は共に存在しない上、申立人の主張する金額（夫婦二人で約6,000円）は、当該期間に係る特例納付相当額とは大きく乖離<sup>かいり</sup>している。

その上、申立期間について、D及びE社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿には、申立人夫婦に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立期間は7年間と長期間であり、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1207

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

昭和38年7月21日にA市からB市に転入した際、同市C出張所で転入届と併せて、私が夫婦二人の国民年金加入手続を行い、毎月印紙代一人100円で二人分をそれぞれの国民年金手帳にはる方式で数年間国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

また、昭和45年か46年ごろ、市役所から国民年金制度発足当初までさかのぼって、未納期間の保険料を納付できるとのお知らせを受けたので、私たち夫婦には多額であったが、二人分併せて6,000円程度を納付書で納付したことも記憶している。

国民年金保険料は、間違いなく納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は昭和38年7月21日にA市からB市に転入したと主張しているが、B市の記録では申立人夫婦の転入年月日は39年3月14日と記録されており、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿から、昭和45年12月ごろに初めて払い出されたことが確認でき、その夫についても43年8月ごろに払い出されたものと推定できることから、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人夫婦の国民年金被保険者資格(昭和36年4月1日資格取得)は、それぞれ国民年金手帳記号番号が払い出された時点でさかのぼって取得されたものと推認できることから、申立人夫婦がB市に転入した当時は、夫婦共々国民年金に未加入であり、未加入期間は国民年金保険料を納付することが

できない。

加えて、申立人は昭和45年か46年ごろ、市役所からのお知らせにより、国民年金制度発足当初までさかのぼって、未納期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当該保険料を納付するためには、特例納付（第1回：昭和45年7月1日から47年6月30日まで実施）をするしか方法が無いが、申立人夫婦に係る特殊台帳（マイクロフィルム）は共に存在しない上、申立人の主張する金額（夫婦二人で約6,000円）は、当該期間に係る特例納付相当額とは大きく乖離<sup>かいり</sup>している。

その上、申立期間について、D及びE社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿には、申立人夫婦に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立期間は9年間と長期間であり、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1208

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から52年3月まで

昭和47か48年ごろ、特例納付のお知らせが届いたことをきっかけに、亡夫が夫婦の国民年金加入手続を行うとともに、二人分の国民年金保険料の特例納付を行うため、金額約10万円を持ってA市B区役所へ行ったことを記憶している。また、特例納付以降も夫婦の保険料は、亡夫と一緒に納付してきたはずであるが、亡夫だけが納付済みと記録されており、自分の分だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付はその亡夫が行ったとして申立人自身は関与しておらず、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である

また、申立人は、昭和47か48年ごろ、その亡夫が夫婦の国民年金加入手続を行うとともに、二人分の国民年金保険料の特例納付を行ったとしているが、申立人及び亡夫の国民年金手帳記号番号は、50年12月に夫婦連番で払い出されていることから、夫婦の国民年金の加入手続はこのころに行われ、国民年金被保険者資格は44年12月までさかのぼって取得されたものと推認できることから、申立人の主張する時期とは一致せず、不自然さがみられる。

さらに、A市及び社会保険事務所では、申立期間当時、「特例納付に係るお知らせ」を個別に通知していた事実は確認できないと回答しており、社会保険事務所に保存されている申立人の亡夫の特殊台帳(マイクロフィルム)には、  
i)昭和44年12月から48年3月までの国民年金保険料を50年12月31日に特例納付(第2回特例納付:昭和49年1月1日から50年12月31日まで実施)していること、  
ii)昭和48年4月から50年3月までの保険料を過年度納付し

ていることなどが記録されており、亡夫が夫婦の国民年金加入手続を行った50年12月に特例納付及び過年度納付を行ったことが確認できるものの、同事務所には、申立人が特例納付をしていれば作成されるはずの特殊台帳が存在しない。

加えて、申立期間は7年4か月と長期間であり、A市の国民年金過年度納付記録及び社会保険庁のオンライン記録では、申立期間は共に未納と記録されていることで一致しているほか、申立期間以外にも複数の未納期間が認められる。

その上、申立人の亡夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その亡夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1209 (事案 890 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年12月までの期間及び44年6月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から38年12月まで  
② 昭和44年6月から46年3月まで

私は、A市内にあった「B会館」において申立期間①及び②に係る保険料を納付したこと、国民年金手帳を忘れた時は複写式の領収書をもらい、同手帳に挟んでいたこと、及び当時所持していた手帳の色を外国人手帳の色と間違えていたが、本当は黄土色であったことなどを新たに思い出した。

これらの記憶に基づき、申立期間の国民年金保険料を納付したとする再申立てを行うので、再度調査した上、申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②を含む昭和37年1月から46年3月までの期間に係る申立てについては、申立人の生計を維持していたと推認されるその内縁の夫(平成9年9月\*日に婚姻届)が、生活保護法による生活扶助を受けていたこと等の理由により、39年1月から44年5月まで法定免除に該当していたことが認められ、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月3日付けで当該期間の年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。一方、申立人が国民年金保険料を納付したとする申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年4月ごろに払い出されており、申立人は同月以降、60年3月まで申請免除期間であることから、さかのぼって納付する余裕が無かったと推認できること、及び申立人の国民年金加入手続時期や保険料の納付状況に係る記憶に不明確な点がみられることなどから、当初の申立てにおいて、納付していたものと認めることはできなかった。

申立人は、当初の申立ての決定後に、申立期間①及び②について、i) A市内にあった「B会館」において、申立期間①及び②に係る保険料を納付したこと、ii) 国民年金手帳を忘れた時は複写式の領収書をもらい、同手帳に挟んでいたこと、iii) 当時所持していた手帳の色を外国人手帳の色と間違えていたが、本当は黄土色であったことなどの記憶に基づき、再申立てをしている。しかしこれは、i) A市では、保険料の領収書については、電算打出方式に変わるまで複写式の様式を使用していた事実は確認できるものの、同市内にあった「B会館」は同市の管理下に無く、国民年金保険料の収納業務を行っていたか否かについては確認できないと回答していること、ii) 申立人が所持していたとする国民年金手帳は、昭和37年1月に交付を受けた1冊のみであり、その色は「黄土色」であったと主張しているが、申立期間当時に国民年金に加入していたのであれば、途中で更新が行われるため複数冊となる上、その当時発行された同手帳の色は「そら色」であり、「黄土色」は46年4月ごろに初めて払い出されたと推定できる手帳の色と一致していることなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

そのほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情も見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 1193

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 10 月 31 日まで  
申立期間は、A社に勤務し、月額 20 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 12 万 6,000 円となっているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 8 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 11 月 8 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(20万円)が、7 年 1 月 1 日までさかのぼって 12 万 6,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、社会保険事務所の記録により当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人は、社会保険事務は取締役である申立人の妻が担当しており、会社印は申立人とその妻が管理していたとしていることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1194

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 12 月 31 日まで  
申立期間は、A社に勤務し、月額 50 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 14 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の 15 年 12 月 15 日付で、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 (50 万円) が、13 年 11 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の決算報告書、申立人の確定申告書及び源泉徴収票により、申立人の申立期間に係る給与は概ね 50 万円であり、ほぼ報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、社会保険事務所の記録により当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険の被保険者 6 人のうち申立人のみ標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正がされていることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 20 日から同年 9 月 1 日まで  
社会保険庁へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。  
昭和 41 年 3 月 10 日にA免許を取得し、同年 3 月 20 日ごろからB社（現在は、C社）で働き始めたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚、事業主からの回答及び雇用保険の被保険者記録により、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間において継続してB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっている上、当時の資料が不明のため確認できない。」と回答しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人及び社会保険庁のオンライン記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚14人の計18人に照会したところ、D職8人及び事務員3人から回答があり、このうち、回答者本人が入社時期を記憶しているD職8人の厚生年金保険の被保険者資格取得日を見ると、自身が記憶している入社日から2か月から1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち一人は、「D職は採用してもすぐに辞める人が多かったので、入社後3か月間は試用期間であった。試用期間経過後に経験年数や本人の適性をみた上で正社員になっていた。正社員になるまでは厚生年金保険には加入しておらず、その間は保険料の控除は無かった。」と供述していることから、申

立期間当時、当該事業主は、D職を採用後、一定期間おいてから厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間において申立人の名前は記載されていない。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1196

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年4月1日まで

申立期間は、A事業所に昭和30年4月1日から35年4月30日まで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主の所在は判明せず、経理担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立人が記憶していた同僚一人及び社会保険事務所の記録により、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる6人のうち所在が特定できた4人に照会し、全員から回答が得られたところ、全員が「申立人が勤務していた期間については記憶に無いが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、上記同僚のうち一人は、自分の記憶している入社年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は「6か月相違している。」と供述しているほ

か、別の一人は、当該事業所における厚生年金保険の加入について「詳細は不明であるが、職員の出入りが激しかったので、入社しても直ぐには厚生年金保険に加入させていなかったはずである。」と供述している。

加えて、申立人の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出票を調査した結果、申立人に係る資格取得日はいずれも昭和 32 年 4 月 1 日と記録されている。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1197

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 10 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、A社（現在は、B社）での厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があると聞いており、同じ仕事をしていた私が未加入であったとは考えられないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、「当時の関係資料が残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等については不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち二人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、他の二人は当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できない上、4人のうち3人は所在不明のため供述を得ることができず、唯一連絡のとれた一人は、「申立人については記憶に無い。」との供述であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人が当該事業所に入社する際の紹介人であったとする工場長は生存及び所在の確認ができないため供述を得ることができない上、社会保険事務所の記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会したところ、4人から回答を得たが、いずれも、「申立人については記憶に無い。」と供述しており、ほかに申立てを裏付ける供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の名前は確認できない上、社会保険事務所



が保管する厚生年金保険被保険者台帳索引簿において、厚生年金保険法が施行となった昭和 19 年 6 月 1 日付けで、当該事業所の健康保険被保険者であった 18 人が厚生年金保険被保険者記号番号を連番で払い出されていることが確認できるが、申立人の名前は確認できない。

その上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の資格取得日は昭和 20 年 12 月 26 日となっており、これは、C 社で払い出されたことが確認できる上、社会保険業務センターが保管する申立人における厚生年金保険被保険者台帳において、A 社の記録は記載されておらず、記載のある厚生年金保険の記録は社会保険庁のオンライン記録と一致している。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1198

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月5日から37年5月まで  
② 昭和46年1月から57年3月まで

申立期間①において、A社(B市、C市及びD市)、E社(F市)、G社(H市I地区)、J社(K市)及びL社(B市M地区)で、申立期間②において、N社(現在は、O社)(K市)、J社(K市)、G社(H市I地区及びP町)及びA社(C市)で、それぞれ作業員として働いていた。

勤務していた時期や期間ははっきりしないが、働いていたことは確かである。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間において勤務していたとする各事業所について、勤務していた時期や期間を具体的に記憶していないほか、各事業所に勤務していた順序についても記憶していないなど、勤務に関する記憶が明確ではない。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立てに係る各事業所での加入記録は存在しない。

2 両申立期間のA社について、申立人は、申立期間①においてB市、C市及びD市で勤務していたとし、申立期間②においてC市で勤務していたと申し立てているが、各勤務地における同僚の名前については記憶していない。

i) 社会保険事務所の記録によると、A社Q出張所(B市)は昭和28年11月1日から34年12月31日までの期間、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できることから、申立期間①のうち、20年12月5日から28年10月31日までの期間及び35年1月1日から37年5月までの期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間①当時にA社Q出張所におい

て厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会したところ、4人から回答があったが、いずれも「申立人については記憶に無い。」との供述であり、同社Q出張所における申立人の勤務状況等について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社Q出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

ii) 社会保険事務所の記録によると、A社C出張所は昭和29年2月1日から43年6月25日までの期間、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できることから、申立期間①のうち、20年12月5日から29年1月31日までの期間及び申立期間②の全期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から申立期間①当時にA社C出張所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会したところ、5人から回答があり、このうち一人は、「申立人とは昭和31年11月から35年6月までの期間、A社C出張所で一緒に勤務していた。申立人の仕事内容は作業員だったと思う。厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述しており、他の一人は、「申立人については記憶に無いが、自分は昭和38年9月ごろから事業所閉鎖の42年6月か7月ごろまでA社C出張所に勤務し、社会保険の事務を担当していた。この事務を担当していた当時、R業務従事者は厚生年金保険に加入させていたが、作業員は期間雇用であり、健康保険は日雇労働者健康保険に加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。この取扱いは以前から同じであったと思う。」と供述している上、社会保険事務所の記録から、当該同僚の厚生年金保険の加入状況は、同社C出張所で昭和31年11月3日資格取得、36年8月20日資格喪失し、同社S支店で同日に資格取得していることが確認できる。なお、同人は同社C出張所で勤務していた期間の一部について、厚生年金保険は同社S支店で加入していたと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社C出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

iii) A社Q出張所、同社C出張所及び同社S支店は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから同社T支店に照会したところ、「当社が保管している社員名簿等を確認したが、申立人の記録は無く、当社で雇用していた形跡が無い。当社の現場に勤務していたとしても、下請会社等の社員であれば資料は全くない。」との回答であった。

また、社会保険事務所が保管するA社S支店の健康保険厚生年金保険事業

所別被保険者名簿及び同被保険者原票を確認したが、両申立期間において、申立人の名前は記載されていない。

iv) 社会保険事務所が保管するA社(所在地、D市)の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間①において、申立人の名前は記載されていない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間①のE社について、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は昭和41年7月1日であり、申立期間①については適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 両申立期間のG社について、申立人は申立期間①はH市で勤務し、申立期間②はH市及びP町で勤務していたと申し立てしているところ、社会保険事務所の記録によると、G社H及び同社Pの名称では厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。しかし、D市において、G社で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、同社に照会したところ、「当社に残されている人事に関する資料は、入社から退職までの異動等を記録した『人事カード』のみが残されているだけで、給与支払に関する書類は法定保存年限以外のものは残っていない。また、申立人について、人事カード等により在籍確認を行ったが、当社に在籍していた事実は確認できなかった。」との回答であった。

また、申立人は、勤務していた当時の同僚の名前を覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するG社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、両申立期間において、申立人の名前は記載されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 両申立期間のJ社(昭和35年7月1日にJ社K出張所に名称変更)について、当該事業所は昭和34年4月1日から36年11月8日までの期間、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できることから、申立期間①のうち、20年12月5日から34年3月31日までの期間、36年11月9日から37年5月までの期間及び申立期間②の全期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、勤務していた当時の同僚の名前を覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間①当時にJ社において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会したところ、3人から回答があったが、いずれも「申立人については記憶に無い。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 申立期間①のL社（B市M地区）について、社会保険事務所の記録によると、T県に所在する「L社」が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、法務局において、商業登記簿謄本の確認を行ったが、「該当する事業所は無い。」との回答であった。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

なお、社会保険庁の記録において、申立事業所と同名の事業所がD市で存在することから、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録一覧を確認したが、申立人の名前は記載されていなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 7 申立期間②のN社（K市）について、社会保険事務所の記録によると、申立事業所は、U社K作業所の名称で昭和35年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるが、同社（昭和37年10月にN社K出張所に名称変更）は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、本社のO社に照会したところ、「申立期間当時の名簿等の資料は残っていないため、申立人の名前は確認できない。申立期間当時のT県の総務担当に確認したが、申立人の名前は覚えていないとのことであった。申立期間当時、V業従事者等を現地で採用することもあったが、健康保険及び厚生年金保険には加入させておらず、雇用保険のみに加入させていた。」との回答であった。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会したところ、二人から回答があったが、いずれも「申立人については記憶に無い。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状

況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するU社K作業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 8 両申立期間に係る厚生年金保険料が各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。
- 9 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1199

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 8 日から 38 年 8 月 1 日まで

ねんきん特別便の内容に疑問があったため、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無いし、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、強制加入期間を含めて昭和 56 年 4 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間より前に脱退手当金が未請求の厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 39 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無ければ別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったと考えられことから、事務処理上に不自然さはいうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1200

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで  
ねんきん特別便を見たら申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことであった。しかしながら、当時、私は厚生年金保険から脱退するつもりは無かったので脱退手当金を受給するはずがない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、昭和 41 年から 43 年までに資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす女性 14 人の支給記録を調査したところ、11 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 人は資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 1201

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月18日から20年8月30日まで  
平成20年に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっていると言われた。脱退手当金を受給した事実はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に支給したとされる脱退手当金は、厚生年金保険法（昭和16年法律第60号(旧法)）第49条ノ3に基づく脱退手当金（いわゆる短期脱退手当金。以下単に「脱退手当金」という。）であるが、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、同条の規定により、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和21年6月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の妻から聴取しても受給した事実が無いというのみである上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1202

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 6 月 1 日まで  
申立期間は、A社に勤務し、月額 30 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 16 万円となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 6 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の 7 年 1 月 30 日付けで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（30 万円）が、5 年 1 月 1 日までさかのぼって 16 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の従業員であった申立人の妻の標準報酬月額が、申立人の妻が資格を喪失した日（平成 5 年 4 月 1 日）以降の平成 5 年 4 月 9 日付けで、同年 1 月までさかのぼって減額訂正されていることが確認できるところ、申立人は、「実際には給与の減額は無かったが、給与を低額にして保険料を下げた。」と述べており、申立人の妻に係る月額変更届を社会保険事務所に提出した旨を認めている。

さらに、申立人は、自身及び娘の標準報酬月額の訂正について、「私が指示を出して、従業員であった娘が、社会保険事務所に月額変更届を提出した。」と述べていることから、事業主として、申立期間に係る自身の記録訂正の原因となる行為を行ったものと判断できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで  
② 平成元年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務していた。

申立期間②については、B社に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社の作業所で働いていたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 62 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該事業所に照会したところ、「申立人は、C社から派遣され、当社の作業所で作業していた。当社の社員ではないので、給与も支払っていない。」と述べている。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚は、社会保険事務所の記録によると申立期間①には厚生年金保険に加入しておらず、「自分と申立人はC社から派遣されてA社の作業所で働いていた。」と述べており、社会保険事務所の記録によりA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者も「申立人は、C社から派遣されており、当社の社員ではない。」と述べている。

一方、C社は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、管轄する法務局及び商工会議所に照会したが、同社の存在は確認できない。

さらに、前述の申立人と一緒に勤務していた同僚は、「C社では、自分も含め作業員は厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料が控除されていたことも無かった。」と述べている。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は平成16年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B社を合併継承しているD社に照会したところ、「当社が保管している人事記録及び厚生年金保険被保険者資格取得届等に申立人の名前が記載されていないことから、申立人はB社の社員ではない。」と述べている。

また、申立人は、申立期間②の直前である平成元年3月から同年4月にかけての給与明細書を所持しており、その明細書には「E社F事業所 作業先 B社」と記載されていること、社会保険事務所の記録によりB社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる3人に照会したところ、「申立期間当時は、E社からの協力社員が大勢勤務していたが、当社とは直接の雇用関係は無く、給与も直接支払うことは無かった。」と述べていることから、申立人も、E社からの協力社員であったと考えられる。

なお、E社及び社会保険事務所の記録により同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人に照会したところ、「申立期間当時は、大勢の日雇作業員をB社に派遣していたが、日雇作業員は厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料も控除していない。」と述べており、前述の申立人が所持していた給与明細書でも厚生年金保険料は控除されていない。

- 3 申立人が、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、雇用保険の加入記録においても、両申立事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1204

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 30 日から 60 年 2 月 21 日まで  
申立期間はA社に勤務し、B業務を担当していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 62 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人に照会したところ、このうち、C職であったとの供述が得られた一人から回答があったものの、「当該事業所における厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述しているほか、申立人がB業務担当の上司であったとする者及び他の一人については、回答が得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者 21 人に照会したところ、回答があった 13 人のうち、C職であったとの供述が得られた 6 人については、いずれも、「入社時から厚生年金保険に加入していた。」と供述しているか、又は社会保険事務所の記録により、当該事業所が同保険の適用事業所となった昭和 57 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得

したことが確認できる一方で、申立人と同様にB業務担当であったとする者一人は、「入社から一定期間経過後に正社員となり、その時から厚生年金保険に加入した。」と供述しているほか、他の一人は、「当該事業所では試用期間があった。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

一方、申立人は、「初めての就職であったため、当該事業所に入社した時点ではB業務の経験は無かった。」と供述しているところ、前述の被保険者13人のうち、社会保険事務を担当していたとの供述が得られた者は、「当時、当該事業所では、個々の状況によっても異なるが、3か月間の試用期間を設けており、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は、それまでB業務の経験が無かったのであれば、入社から3か月間は試用期間であったと思われ、この期間は同保険料も控除していない。」との供述が得られたことを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員の職種や経験等により、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立期間について申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1205

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで  
② 昭和 55 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで  
③ 昭和 56 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで  
④ 昭和 57 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで  
⑤ 昭和 58 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで  
⑥ 昭和 59 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで  
⑦ 昭和 60 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで

昭和 54 年から平成 10 年まで、A社に期間雇用者として勤務していたが、厚生年金保険の加入は昭和 61 年からとなっており、申立期間について同保険の加入記録が確認できない。当時の給与の支給は日給制であり、これは同社を退職するまで変わらなかった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録によると、申立人が、当該期間のうち昭和 54 年 5 月 1 日から同年 12 月 11 日までの期間において、申立ての事業所とは異なるB社で同保険の被保険者であったことが確認でき、ほかに申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人及びその妻は、申立期間①において国民年金に加入するとともに、その保険料の全額免除に係る申請を行っていることが確認できる。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険事務所の記録によると、「B社」の名称で厚生年金保険の適用を受けた事業所はC県内で6事業所確認できるが、そのいずれにおいても、申立人が申立期間①において同保険の被保険者であった形跡は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②から⑦までについては、雇用保険の被保険者記録により、申立期間②のうち昭和55年3月17日から同年12月17日までの期間、申立期間③のうち56年4月1日から同年12月22日までの期間、申立期間④のうち57年3月8日から同年12月22日までの期間、申立期間⑤のうち58年3月10日から同年12月28日までの期間、申立期間⑥のうち59年3月1日から同年12月28日までの期間、及び申立期間⑦のうち60年4月1日から同年12月28日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和55年6月1日であり、申立期間②のうち55年3月17日から同年6月1日までの期間において、当該事業所は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、「当該事業所における給与の支給は日給制であった。」と供述しているが、A社に照会したところ、「当社がすべての期間雇用者を厚生年金保険に加入させたのは昭和61年からであり、日給制の者については60年以前の期間は同保険に加入させておらず、当該期間において給与から同保険料を控除した事実も無い。」との回答があった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚5人のうち一人については、社会保険事務所の記録により、各申立期間のうち当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年6月1日以降の期間において、当該事業所で毎年4月に同保険の被保険者資格を取得し、12月に同資格を喪失していることが確認できることから、各申立期間において期間雇用者でありながら同保険に加入していたものと考えられるところ、同人に照会したものの、「緊急に入院することとなったので協力できない。」との回答があり、当時の給与支給方式等に係る供述は得られなかったとともに、当該5人のうち申立人が当時の事務担当者であったとする者に照会したものの、「当時の厚生年金保険の適用状況については分からない。」との回答があったほか、当該5人のうち他の二人については、照会したものの回答が得られず、別の一人は既に死亡していることから、これらの者から当該事業所における当時の厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、各申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及



び所在が確認された者9人に照会したところ、このうち4人から回答があり、このうち各申立期間において当該事業所に勤務していたとの供述が得られた3人のうち二人については、いずれも、「申立期間当時、当該事業所において、期間雇用者として勤務していた。」との供述が得られたものの、社会保険事務所の記録によると、このうち一人が当該事業所で同保険の被保険者資格を取得したのは申立人と同様に昭和61年4月1日であることが確認できるほか、他の一人が同資格を取得したのは56年4月1日であることが確認できるところ、同人は、「昭和42年5月から当該事業所に期間雇用者として勤務していたが、56年に正社員となって厚生年金保険に加入した。」と供述しているとともに、当該二人から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった上、社会保険事務所の記録によると、当該二人は、いずれも、自身が記憶する入社時点から当該事業所で同保険の被保険者資格を取得するまでの期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。この一方で、当該被保険者4人のうち他の一人については、「昭和55年から平成13年まで当該事業所において期間雇用者として勤務していた。」との供述が得られたとともに、社会保険事務所の記録により、55年から平成10年まで期間雇用者として同保険の被保険者であったことがうかがわれるものの、同人は、「当時、給与の支給は月給制であった。」と供述しており、これは、上述の当該事業所による当時の厚生年金保険の適用条件に係る供述を裏付けるものであることを踏まえると、当時、当該事業所では、60年以前の期間において日給制の期間雇用者として勤務していた者については厚生年金保険に加入させていなかったものとするのが妥当である。

その上、社会保険事務所の記録によると、申立人及びその妻は、各申立期間において国民年金に加入するとともに、申立期間②から③まで、申立期間④のうち昭和57年7月から同年12月までの期間及び申立期間⑤から⑦までについて同保険料の全額免除に係る申請を行っていることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する各申立期間の当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、各申立期間の同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、各申立期間について申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、各申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 28 日から同年 3 月 6 日まで  
② 昭和 47 年 3 月 30 日から同年 4 月 15 日まで  
③ 昭和 47 年 7 月 14 日から同年 9 月 15 日まで  
④ 昭和 49 年 7 月 16 日から同年 8 月 6 日まで  
⑤ 昭和 49 年 9 月 6 日から同年 9 月 10 日まで  
⑥ 昭和 50 年 4 月 25 日から同年 4 月 29 日まで  
⑦ 昭和 50 年 7 月 14 日から同年 7 月 18 日まで  
⑧ 昭和 56 年 9 月 26 日から同年 10 月 10 日まで  
⑨ 昭和 57 年 5 月 27 日から同年 6 月 1 日まで

各申立期間は、A社において、沿岸海域におけるB作業に従事しており、このことを示す船員手帳の記載もあるが、社会保険庁の記録では、各申立期間において船員保険ではなく厚生年金保険に加入していたことになっている。

船員保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について船員保険に加入していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録により、申立人が、各申立期間においてA社にC職、D職等として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当時の経緯は不明であるが、当社が保管する資料によれば、各申立期間については申立人を厚生年金保険に加入させる旨の届出を行っていたことが確認できることから、いずれも、船員保険料ではなく厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」との回答があった上、当該事業所から提出のあった健康保険厚生年金保険被

保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書の写し、並びに船員保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書の写しにより、事業主が各申立期間において申立人を厚生年金保険に加入させていたことが確認できるとともに、社会保険事務所の記録により申立人の船員保険の加入記録が確認できる期間と厚生年金保険加入期間との切替えも適切に行われていたことが確認できる。

また、申立人が保管する船員手帳の記載により、申立期間①、④、⑤、⑥及び⑦において申立人が乗船した船舶のC職であったことが確認できる者3人は、社会保険事務所の記録によると、これらの申立期間において、いずれも厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、船員保険に加入していた形跡は無い。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で船員保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者6人は、いずれも申立人と同様に船員保険の加入期間でない期間については厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、照会に対する回答があった4人のうち、船員手帳を保管していた二人は、いずれも、「厚生年金保険加入期間の中に船員手帳で確認できる雇入契約期間がある。」と供述しており、このうち一人は三つの厚生年金保険加入期間において四つの雇入契約期間が、他の一人は四つの厚生年金保険加入期間において15の雇入契約期間がそれぞれ確認できる。

加えて、申立人は、「B作業には、E港を基地とする場合と他港を基地とする場合があった。」と供述している上、申立人が保管する船員手帳によれば、社会保険事務所の記録により申立人の船員保険の加入記録が確認できる期間の雇入港は、いずれも「F港」となっているのに対し、厚生年金保険の加入記録が確認できる期間の雇入港は、そのほとんどが「E港」となっていることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、船員として雇入れた場合であっても、基地とする港等によって、船員保険には加入させず厚生年金保険に加入させる取扱いがあったものとするのが妥当である。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の船員保険被保険者名簿には、各申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、各申立期間の同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、各申立期間に係る船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

すべての申立期間について、申立人が船員保険被保険者として同保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1207

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑤までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 1 日から同年 12 月 23 日まで  
② 昭和 55 年 5 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 56 年 5 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 57 年 5 月から同年 12 月まで  
⑤ 昭和 58 年 5 月から同年 12 月まで

昭和 54 年から 59 年まで、A 社に期間雇用の B 職として勤務していた。

申立期間①は、社会保険庁の記録では、当該事業所において昭和 54 年 6 月 1 日から同年 12 月 23 日まで厚生年金保険に加入していることになっているが、同年 12 月は、月の途中で退社したとしても、同保険料は控除されていたので、加入期間となっていないのはおかしい。

申立期間②から⑤までは、当該事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「月の途中で退社したとしても、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、昭和 54 年 12 月が厚生年金保険の加入期間となっていないのはおかしい。」と主張するが、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 14 条により、「次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失する」と規定され、

同条第2号では、「その事業所又は船舶に使用されなくなったとき」と規定されている上、同法第19条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されているところ、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の申立期間①に係るA社の離職日は昭和54年12月22日であることが確認できることを踏まえると、同法の規定により、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年12月23日となり、被保険者期間はその前月の同年11月までとなることから、社会保険庁の記録は同法の規定に適合している。

これらを総合的に判断すると、仮に、申立期間①について厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、申立人が当該期間において同保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人が、当該期間のうち昭和55年5月1日から同年9月27日までの期間はC社において、同年10月1日から同年12月9日までの期間はD社において、それぞれ同保険の被保険者であったことが確認できる上、社会保険事務所の記録により、申立期間②においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された二人に照会したものの、回答であった一人は、社会保険事務所の記録により、申立期間②の前後の年度においても当該事業所における被保険者期間が確認できるところ、「申立人が勤務していた期間までは分からない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

なお、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無いほか、申立人が申立期間②においてD社で同保険の被保険者であった形跡も無い。

- 3 申立期間③、④及び⑤については、雇用保険の被保険者記録により、申立期間④のうち昭和57年4月1日から同年12月15日までの期間、及び申立期間⑤のうち58年5月1日から同年12月10日までの期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、申立期間③については、申立人の同僚が、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を行っているものの、同保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和59年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、各申立期間における申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない上、申立人が当時一緒に勤務していた同僚で現在は当該事業所の事業主であるとする者に照会したものの、「当時の資料は廃棄しており、また、昔のことなので申立人の勤務状

況や社会保険の適用状況についても記憶していない。」との回答があり、申立人の主張を裏付ける資料、供述等は得られなかった。

さらに、前述の当該事業所の現在の事業主であるとする者を除き、申立人が一緒に勤務していたとする同僚5人のうち、申立人と同じ現場代理人であったとする者を含む3人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間③において同保険の被保険者であったことが確認できるものの、同人の所在は不明であることから、申立人に係る勤務状況及び同保険の適用状況について確認することはできない。

一方、当該同僚5人のうち別の一人については、当該事業所に期間雇用のE職として勤務していたとの供述が得られたとともに、社会保険事務所の記録により、申立期間③、④及び⑤において当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、同人は、「昭和59年4月から同年12月までの期間においても当該事業所に勤務していた。」と供述している一方で、社会保険事務所の記録によると、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は当該期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。そして、同人は、当該事業所で申立人以外に一緒に勤務していた同僚として、申立人が挙げた者以外に、E職であったとする者一人を含む二人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、これらの者も当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い上、このうちE職であったとする者は、「A社に勤務していた期間は厚生年金保険や健康保険には加入しておらず、各保険料も給与から控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、「当時、給与の支給が日給制であった者は厚生年金保険に加入していなかったが、月給制であった者は同保険に加入しており、自分は月給制であった。」と主張するが、申立人が、「当時、当該事業所において、月給制の者はB職、E職等4、5人であった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該事業所では、昭和56年度においては最大で5人の厚生年金保険被保険者が確認できるものの、57年度及び58年度はいずれも二人、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなる59年度には一人しか被保険者が確認できないことを踏まえると、当該事業所では、各申立期間においてすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものではなく、57年度以降の期間については、月給制の者を含む大半の従業員を同保険に加入させていなかったものと考えるのが妥当である。

その上、社会保険事務所が保管する各申立期間の当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、各申立期間の同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、各申立期間について申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、各申立期間に



係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、各申立期間について、「自分がB職として関与した工作物を案内するので、第三者委員会の委員も一緒に見に行けば、自分が働いていたことが分かり、申立てが認められるはずだ。それを調べるのが第三者委員会の仕事ではないか。現場を見ないで結論を出すのはおかしい。」と繰り返し主張するが、当委員会が、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき厚生年金保険の加入記録の訂正に係るあっせんを行うに当たっては、同法第1条第1項の規定により、事業主が申立人の負担すべき厚生年金保険料を給与から控除した事実があったか否かに係る判断が求められるところ、申立人が主張する工作物の現地調査を行ったとしても、既に雇用保険の被保険者記録により当該事業所における勤務実態が認められる期間を含め、同保険料が事業主により給与から控除されていた事実まで確認できるものではないことから、当該調査を実施する必要性は認められない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から⑤までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1208

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月から同年10月まで  
② 昭和32年11月から33年3月まで  
③ 昭和33年5月から同年10月まで  
④ 昭和33年11月から34年3月まで  
⑤ 昭和34年5月から同年10月まで  
⑥ 昭和34年11月から35年3月21日まで

申立期間①、③及び⑤は、A省B局C事業所（現在は、D事業所）において、期間雇用としてE業務に従事した。

申立期間②、④及び⑥は、F社G工場で期間雇用としてH業務に従事した。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び⑤について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中において、A省B局C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人は、申立期間の各年の5月から10月までの期間について、E業務に従事していたと供述していることから、C事業所管轄の担当区事務所配属の期間雇用であったと考えられるところ、当該期間雇用者は、A省通知により、厚生年金保険の強制適用の対象者とされていないことが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所に一緒に勤務した同職種の同僚7人の名前

を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、これら同僚は、いずれも申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、これら同僚7人のうち、連絡先が判明した4人に照会したが、いずれの同僚からも、厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している期間雇用とみられる同僚9人に照会したところ、このうち4人から回答を得たが、これら同僚4人は、いずれも先のA省通知において厚生年金保険の強制適用の対象者とされているI業務従事者であったとしており、申立人と同じE業務に従事した同僚は確認できない。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、③及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②、④及び⑥について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中において、F社G工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所において社会保険事務を担当していた同僚からは、「期間雇用者は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかった。期間雇用者については、日雇健康保険及び雇用保険にのみ加入していた。」との供述があった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間を含む昭和32年11月1日から35年3月31日までの期間に当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は計100人確認できるが、このうち期間雇用者とみられる短期間の被保険者は確認できない上、申立人が自分と同じ期間雇用者であったとして名前を挙げた唯一の同僚も、申立期間に厚生年金保険に加入した形跡が無く、これらは先述の社会保険事務を担当していた同僚の供述と符合する。

加えて、申立人は、上司であった正社員の同僚二人及び自分と同じ期間雇用者であった同僚一人、計3人の同僚の名前を挙げているが、このうち正社員の同僚二人は、申立人が姓のみしか記憶しておらず、個人の特定ができない又は既に死亡していることから、申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない上、残りの申立人と同じ期間雇用者であったとする同僚一人は、

「申立人とは、F社と一緒に勤務したことがあるが、当時、厚生年金保険に加入していたか否か記憶に無く、保険料の控除も覚えていない。」と供述している。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②、④及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 なお、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1209

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から 41 年 3 月ごろまで  
② 昭和 41 年 4 月ごろから同年 5 月ごろまで

申立期間①は、A市のB商店街に所在したC店において、住み込みのD職として勤務した。

申立期間②は、C店の隣に所在したE社（現在は、F社）において、住み込みのG職として勤務した。

社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B商店街振興組合発行の「B商店街発展史・組合結成三十周年記念版」及び同組合の「昭和 42 年B商店街名簿」によると、C店が、申立期間①当時、A市B地区において開業していたことは確認できる。

しかしながら、飲食店は、厚生年金保険の強制適用事業所となっておらず、社会保険庁長官の認可を受けることによって適用事業所となることのできる事業所であったが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が、適用事業所となるための認可申請手続を行った形跡が無い上、当該事業所を管轄する法務局には商業登記も無い。

また、同組合の「昭和 44 年B商店街名簿」には、当該事業所が記載されていないことから、同年度には当該事業所は既に開業していなかったと考えられる上、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人に当該事業所の就職の世話をしたとする申立人の叔父は、連絡先が不明である上、その叔父の関係者が経営するA市B商店街のH店からは、「申立人の叔父は、既に死亡しているため、申立人がC社に勤務した経緯や時期については、分からない。」との回答があった。

加えて、申立人は当該事業所に一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、B商店街振興組合発行の「B商店街発展史・組合結成三十周年記念版」及び同組合の「昭和42年B商店街案内名簿」によると、E社が、申立期間②当時、A市B商店街においてG店を開業していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、当該事業所は、昭和50年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

また、F社では、「当時の関係資料が無いため、申立人の厚生年金保険の適用について確認できない。」と回答している上、申立期間②当時の事業主は、連絡先が不明であるほか、申立人は当該事業所に一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和50年9月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているその他の同僚9人が確認できるが、このうち、6人は当該事業所において被保険者資格を取得する以前の期間について、厚生年金保険に加入した形跡が無く、また、残り3人については、当該事業所において被保険者資格を取得する以前の期間に厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、各々が別の事業所において被保険者資格を取得していることから、当該事業所とは異なる別の事業所において被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 なお、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、いずれの申立期間においても、雇用保険の加入記録が確認できない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1210

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで

申立期間については、A社（現在は、B社）において、C社D支店E出張所に勤務する直前まで在職し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。また、申立期間中である昭和 32 年 4 月 9 日に、A社に在職しながら運転免許を取得した記憶もある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していた同僚を6人挙げているが、名字しか記憶しておらず、この名字を手掛かりに、社会保険事務所の記録から氏名及び生存が確認できた二人の同僚に照会したところ、いずれも当該事業所で申立人と同様にF業務を担当していたとしているものの、申立期間に申立人と一緒に勤務したか否かは不明としている。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる5人に照会したところ、いずれも申立人と同様にF業務を担当していたと供述しているものの、申立期間に申立人と一緒に勤務したか否か不明としているほか、このうちの一人は「申立人に誘われて一緒に当該事業所に入社し、F業務を担当したが、申立人は、入社後、数か月で退職したと思う。」としており、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していた事実を確認することはできなかった。

さらに、当該事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の状況は確認できず、B社も、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、賃金台帳や人事関係資料は既に廃棄しているため不明としており、これらの事実を確認できる

関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、申立人が、申立期間中である昭和 32 年 4 月 9 日に運転免許を取得したとしていることについて、同僚照会の結果、複数の同僚がその記憶は無いとしているとともに、D 運転免許試験場では、当該時期に E 市に技能試験官が出勤して運転免許試験を実施したか否かについては、関係資料が無いため不明としている。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。